

令和7年3月19日 臨時教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

・令和7年3月19日（水） 14時30分 ～15時17分

・県庁17階 1703会議室

2 出席者

教育長	堀 貴 雄	事務局職員	
委員	竹 中 裕 紀	副教育長	富 田 剛
委員	村 上 啓 雄	教育次長	中 川 敬 三
委員	市 川 祥 子(Web)	義務教育総括監	青 木 孝 憲
委員	打 江 記 代	総合教育センター長兼 教育研修課長	丸 山 早 苗
委員	吉 田 香央里	教育総務課長	野 中 正 史
		教育総務課教育主管	秋 場 毅
		教育総務課教育主管	三 島 晃 陽
		義務教育課長	山 田 高 秀
		義務教育課教育主管	渡 辺 出
		高校教育課長	棚 橋 武 司
		高校教育課教育主管	高 木 岳
		高校教育課教育主管	有 尾 隆 宏
		特別支援教育課長	服 部 秀 明
		学校安全課長	酒 井 猛
		学校安全課生徒指導企画監	那 須 貴
		学校安全課生徒指導企画監	宮 部 寿
		教育管理課長	嶋 崎 敏 幸

3 議事日程等

議第1号について、非公開とすることを決定

4 会議録

令和7年3月3日開催の定例教育委員会の会議録を承認

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容
議第2号 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について	
教 育 総 務 課 長	<p>岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、令和7年度組織改正に伴い所要の改正を行うものである。</p> <p>主な改正内容は、係の統廃合に伴う係名の変更になる。具体的には、義務教育課の「管理調整係」と「免許係」を統合し、係名を「管理免許係」に変更するものである。係の定数に変更はないが、係長ポストが1減することになる。規則の施行日は令和7年4月1日である。</p>
教 育 長	議第2号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第3号 岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について	
議第4号 教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則について	
教 育 総 務 課 長	<p>議第3号「岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」及び議第4号「教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則について」、いずれの規則も、令和7年度の知事部局の組織改正に伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>主な改正内容は、大きく2つである。1つは、現在の「環境生活部」から「環境エネルギー生活部」への改称によるものである。もう1つは、「観光文化スポーツ部」の新設に伴い、これまで「環境生活部」に委任していた事業について「環境エネルギー生活部長」及び「観光文化スポーツ部長」に、それぞれ委任又は補助執行させるものの改正を行うものである。規則の施行日は両規則とも令和7年4月1日である。</p>
教 育 長	まず、議第3号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
教 育 長	次に、議第4号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第5号 教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取組方針について	
教 育 管 理 課 長	<p>「教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取組方針」について説明する。</p> <p>資料3ページ概要版、左上の「現状」としては、今年度最も忙しかった5月で見ると、時間外在校等時間が月45時間を超える教員の割合は、未だ21%という状況にある。「課題」としては、引き続き、職場環境改善による教職の魅力回復とICTの活用など、新しい働き方を定着していく必要がある。</p> <p>こうした状況を踏まえ、月約45時間を超える教職員が「0」を目標として、勤務時間に対する意識の向上と業務の継続的な見直しを行いながら、ICTの活用やチーム学校、部活動改革を重点として取組みを進めていく。</p>

教育管理課	<p>次に主な取組みについて、まず、1の「長時間勤務・多忙化解消等の働きやすい環境づくり」について説明する。来年度から、年次休暇の取得期間の変更や1年単位の変形労働時間制を導入するため、より勤務時間を意識した働き方を推進し、休みやすい環境づくりを進めていく。また、村上委員からご意見頂いたように、持ち帰り業務の禁止や実態に即した正確な勤務時間の申告を、引き続き徹底していく。</p> <p>次に、「ICTの活用」では、校務支援システムやWEB出願システム、小論文や英作文の添削指導に活用する教育用生成AIなど、ICTの活用を進めていく。</p> <p>次の「部活動改革」については、主に中学校向けの取組みになるが、部活動指導員等の配置や部活動数の適正化に取り組んでいく。</p> <p>次に、「チーム学校の推進」では、業務アシスタントや部活動指導員等を各学校に配置するほか、弁護士による支援体制を充実していく。</p> <p>次に、2の「ハラスメントやメンタル不調等」の関係については、全職員向け研修の内容を充実するほか、学校に対する過剰不当な要求への対応を支援していく。</p> <p>メンタル不調等の部分については、来年度新たに、LINEを活用した情報発信を行うほか、各学校に設置している安全衛生委員会による取組みも充実させていく。</p> <p>次に3の「働きやすい環境づくり」の関係については、自ら学び続ける教職員を支援するほか、コミュニケーションやコーチングスキルの向上に向けた研修の充実を図っていく。また、ご意見をいただいていたが、研修効果を最大限高めることができるよう、引き続き研修内容を工夫するとともに、研修の理解度を確保する取組みを実施していく。</p> <p>次に4の、「市町村教育委員会への支援・働きかけ」については、重点項目として、休日部活動の段階的な地域移行に向けた支援や、教職員の業務量を適切に管理するよう、客観的手段による勤務時間の把握などに取り組むよう引き続き促していく。</p> <p>次に「県の財政的支援や県事業による支援」については、スクール・サポート・スタッフ配置の財政支援を拡充するほか、新たに副校長・教頭の業務を支援する人材配置を支援していく。また、教職の魅力化促進となり手の確保のため、新規採用教員への奨学金返還支援などを行っていくほか、ガイドラインに基づき、休日部活動の地域移行に向け、部活動指導者の育成支援などを行っていく。</p> <p>なお、4ページ以降の「本冊」においては、これまで説明した概要版の記載項目に加え、これまで継続して取り組んできた「退勤時間の設定」や「学校に送付する文書の削減」なども記載している。</p>
打江委員	<p>今、社会の中ではどの業界でも人材不足が続いていると思うが、教員の世界でも、先生になりたい方がだんだん少なくなっていると聞いている。教職の魅力化を促進するということが、私が思うには、先生は、子供が小学校に入って初めて接する大人である。やはり、子どもたちは、「先生の姿」をみて、「私も先生になりたい。」という志を抱くと思う。先生がいきいきと、はつらつとする姿を見て、「私も先生になりたい。」という思いを抱くのではないかと思うので、ぜひ、このようなプランを活用して、子どもたちに先生の姿を見せてほしいと思う。</p>
教育管理課	<p>今、打江委員がおっしゃったとおり、教職の魅力化というのは非常に重要な要素であると思う。この教職員働き方改革プランは、教員の負担の軽減や業務の効率化という部分もあるが、そうしたところで減った時間等を児童生徒に向けていき、教育を充実させていくことが一番の目的となっているので、教職の魅力化も含めて、そうしたところに重点をおいていきたいと考えている。</p>
教育長	<p>教員不足については議会でもよく質問されるが、必ず私は、打江委員のおっしゃった「まず先生が元気でいつも笑顔でいることが一番のアピールになるのではないか。」という話を付け加えるようにしている。目の前の子どもたちに対しての影響はもちろんだが、その子どもたちが大人になって教員になってくれるので、これが一番のアピールになると思う。今後もこのように話していきたい。</p>

村上委員	先生方ご自身のセルフケアやヘルスリテラシーを高めるという努力も促進していただくと、よりよいのではないかと思います。
教育長	議第5号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<p>事務局報告（政策） （1）「県立高等学校のスクール・ミッション」について（報告）</p>	
教育総務課長	<p>「県立高等学校のスクール・ミッション」について報告する。</p> <p>「スクール・ミッション」とは各高等学校に期待される社会的役割のことであり、岐阜県においては、昨年度「岐阜県教育振興基本計画」を策定したことを受けて、本年度、各学校に「スクール・ミッション」を策定するよう取り組んできたものである。</p> <p>策定に当たっては、参考資料の上段に並んだ矢印のようにステップを踏み、各校の学校運営協議会でのご意見等も踏まえて学校が原案を作成し、事務局とやりとりをしながら進めてきたところである。</p> <p>文章構成は「〇〇な高校として、〇〇を通して、〇〇を目指す学校」という書きぶりで、県下で統一するとともに、内容については、それぞれ「探究フラッグシップハイスクール」や「地域産業担い手」というようなグループごとにある程度の統一性を持たせて記載している。</p> <p>この度、各校の第3回学校運営協議会において「スクール・ミッション」が承認を得られたので、ここに報告をさせていただきます。</p> <p>なお、このあと県のホームページに掲載するとともに、新年度、各校が作成する「学校経営計画」にも記載し、各校のHPにも掲載される予定である。</p>
<p>事務局報告（政策） （2）岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針の改定について</p>	
学校安全課長	<p>「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針の改定」について報告する。</p> <p>「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成26年に策定された。本方針は、「3年の経過を目途として法の施行状況等を勘案して、見直しを検討する」と定められており、過去、平成29年、令和3年の2回、改訂を行った。</p> <p>今年度は、3回目の改定作業となるが、文部科学省によって令和4年12月に改定された「生徒指導提要」及び、同じく文部科学省によって令和6年8月に改訂された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容を踏まえて、改定作業を進めてきた。</p> <p>まずは、資料について説明する。資料2-1は、左ページに現行版、右ページに改定版を提示してある。どこがどのように変更されたかを突合できるような資料となっている。資料2-2は、変更箇所の新旧対照表である。左から、ナンバー、変更ページ、変更内容に加え、表の一番右端には、「変更の理由、その法的等の根拠」なども記してある。資料2-3は、現時点での、「改定案」の最終版となる。</p> <p>本日は、資料2-2の新旧対照表をもとに、変更点を3つのポイントに絞って簡潔に説明する。</p> <p>ポイントの1つ目は、「いじめ防止対策推進法」や「生徒指導提要」に用いられている文言・用語・標記に統一するための修正である。例えば、No.3の「早期解決」を「早期発見・早期対応」に、No.51の「被害・加害児童生徒」を「いじめを受け</p>

	<p>た児童生徒等及びいじめを行った児童生徒等」のようなものである。</p> <p>ポイントの2つ目は、施策や組織の名称等を、現在行っている県の施策の名称に合わせて修正したものである。例えば、No.10の「学校生活づくり」を「魅力ある学校づくり」に、No.13の「子どもの居場所と絆づくり県民運動」を「あったかい言葉かけ県民運動」という表記への変更、というようなものである。</p> <p>最後のポイントが一番大きい部分となる。No.55からNo.84までのすべての箇所が、昨年8月に改訂された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に準じて追加修正したものである。</p> <p>具体的には、学校や関係者の重大事態調査への対応方法の明確化、いじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応の在り方、対象児童生徒等への事前説明の手順や説明事項などが明確化されている。加えて、No.60にあるように、重大事態の発生を防ぐための平時からの学校における備えなど、学校のいじめにおける基本的姿勢についても追記した。</p> <p>なお、この改定作業は、法及び条例に則り、今年度、「岐阜県いじめ問題対策検討会」、「岐阜県いじめ防止等対策審議会」、「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」及び「岐阜県生徒指導推進会議」など、各専門分野が集まる各種の会でそれぞれ複数回にわたり検討を重ね進めてきた。本日、提示している改定案も、複数の弁護士に法律の観点から内容に加え文言や表現についても点検頂いている。</p> <p>今後については、本教育委員会終了後、改訂版を公表できるように最終作業を進め、新年度4月を目途に、改訂版を、県内の県立学校及び私立学校、並びに県内全市町村教育委員会へ、発送及び説明をする予定である。</p>
市川委員	改訂版を4月以降に周知することは、各学校のホームページにも掲載されるのか。
学校安全課 校長	<p>まず、今ご覧いただいている県の改訂版については、岐阜県教育委員会のホームページに掲載する。</p> <p>各市町村立の小・中・義務教育学校については、まず、県の基本方針をもとに各市町村が基本方針を定め、各市町村の基本方針をもとに、各市町村立の学校が各学校のいじめ防止基本方針を定めるということになる。</p> <p>4月1日ということにはならないが、各市町村学校も次年度以内には、この基本方針を踏まえた修正・改定作業がなされる予定である。</p>
市川委員	「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」によっていじめが防止されるというよりは、これがあることで、子どもたちがいじめに対して意識を向けるだろうし、大人たちもこれに則って対応すると思うので、わかりやすく伝わるものになるとよいと思う。
教育長	いずれにしても、4月以降に、「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針の改定」がしっかり浸透するように、いろんな形で広めていきたい。
事務局報告（その他） （1）全国レベルの表彰について	
教育総務課 課長	<p>全国レベルの表彰について報告する。今回は【その他】部門1件になる。</p> <p>「第28回全国児童生徒地図優秀作品展」において、岐阜市立長良東小学校4年の星野さんが「審査員特別賞」を受賞された。</p>
教育長	星野さんは、昨年度も畑の調査を地図にまとめて文部科学大臣賞を受賞されている。2年連続で素晴らしいことである。

<p>事務局報告（その他） （２）令和7年度教育委員行事予定について</p>	
<p>教育総務課長</p>	<p>令和7年度の教育委員行事予定表について報告する。 委員の皆様には、令和7年度の定例教育委員会の日程調整にご協力いただき、感謝申し上げます。今後は、3ヵ月ごとにご都合を確認させていただくので、変更が生じた場合には、事務局にお知らせいただきたい。現時点で未定となっているものについては、決まり次第、定例教育委員会の中で報告させていただく。また、「定例教育委員会会議」以外の用務については、4月以降、順次、日程等を調整させていただきたいと考えている。</p>
<p>議第1号 令和7年度定期人事異動について（非公開案件）</p>	
<p>令和7年度定期人事異動について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p>その他 意見交換</p>	
<p>竹中委員</p>	<p>今日、働き方改革の話があったが、大変よくできた内容であると感じた。ただ、効果を出すのはなかなか難しく、メリハリが必要になってくると思う。 私は「チーム学校の推進」について、やはり、先生が本業の仕事に集中できる時間を取れるように、いかにサポートするかが大切であると思う。 「チーム学校」を作るとなると、予算化も必要であるし、人も増やさなければならぬが、学校の状況はそれぞれ違うものであるから、一律には難しい。トラブルが起きたときなどに、本来は、教頭が全部引き受けられれば大体のことは処理できると思うが、なかなかうまくいかないこともあるので、バランスをとりながら人材を増やすなど、実効性を伴うチームの作り方が重要になってくる。 例えば、海外からは、日本の学校では子どもたちが教室の掃除をしていることが評価されている。部活動の指導など、本来、必ずしも教員が担う必要のない業務は、将来的に教員の仕事からなくしていかなければならないと思っている。ただし、日本の文化を大事にしながら、必要なところだけ専門家がサポートするということが自然にできるようになると大変よいのではないかと。</p>
<p>閉会</p>	
<p>15時17分、閉会を宣言する。</p>	